

IPO 会長、特許の質向上に向け出願人による事前先行技術調査の必要性を主張  
～併せて、強制実施権の議論に反対し、特許の強さを要求～

2006 年 9 月 14 日  
JETRO NY 澤井

11 日、米国出願人を代表する知的財産権者協会 (IPO<sup>1</sup>) のマーク・アドラー会長は、IPO 年次総会 (於米シカゴ) において、特許の質とその強さに焦点を当てた開会挨拶を行った。

同氏挨拶によれば、特許の質 (Patent quality) の観点からは、より関連の深い先行技術情報の提出が、USPTO 審査官による特許審査を助けるとして、出願人自身による出願前の先行技術調査が重要であると指摘。これを奨励するために関係法令の整備を求めている。併せて、特許の質向上に向け、出願人は真に何が発明であるかを見極める責任があるとも主張している。

こうした同会長の考え方は、IPO のホームページに長く掲載される「Defining the Invention: Searching Before Filing」<sup>2</sup>と題した President's column にも詳細が記されている。その概要として、同コラムは、特許出願前に出願人自らが行う先行技術調査は、発明の特許性と正確なクレーム範囲の検討に有効であり、他人の特許を回避し得るなどビジネス戦略の決定にも有効であるとして、出願人自身の利益に繋がるものと主張しているところ。

また、知的財産の強さ (Strong IP rights) の観点からは、公正なエンフォースメントを世界中で実現するためには、有効な特許権を尊重しつつ、価値あるものとして取り扱うべきであると主張。特に、先の最高裁判決である eBay 判決を、強制実施権 (compulsory license) の議論に短絡的に繋げることを強くいませしている。

こうした出願人自身の責任と負担にも繋がる議論を、米出願人を代表する IPO 会長が行ったことは注目に値し、今後の米国特許制度改革等の議会審議や USPTO の規則改正等の議論にも、少なからず影響を与えるものと思われる。なお、同会長ポストは、2 年任期、アドラー現会長は、この一月より会長に就任している。

(了)

---

<sup>1</sup> IPO (Intellectual Property Owners Association)

知的財産権者の利益のために、知的財産の保護を推進することを目的として 1972 年に設立された団体。会員は 100 の大規模・中堅企業と 250 の小規模企業、大学、個人発明家、弁護士等を含む IP 関係者で構成されており、全会員数は約 9000 人。米国知的財産法律者協会 (AIPLA)、日本知的財産協会 (JIPA)、欧州産業連盟 (UNICE) とともに、日米欧三極ユーザー団体を構成。

<sup>2</sup> [http://ipoa.typepad.com/presidents\\_column/2006/07/index.html](http://ipoa.typepad.com/presidents_column/2006/07/index.html)